

主な「圧縮記憶」と 経理方法

経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「圧縮記帳」について解説します。

税理士
平井共進也

四三二 3

- ② 特別償却と税額控除
 - ③ 中小法人と中小企業者
 - ④ 特別償却準備金
 - ⑤ 少額税額控却資産と一括償却資産
 - ⑥ 主な「圧縮記帳」と整理方法
 - ⑦ 主な「圧縮記帳」と整理方法

図表 1 主な圧縮記帳

主な圧縮記帳	制度の概要	経理方法		法令等
		直徴減額	積立金方式	
国庫補助金等の圧縮記帳	国や地方公共団体等から交付を受けた補助金や助成金等で、交付目的に適合した固定資産を取得等した場合に適用できる	○	○	
保険金等の圧縮記帳	火事で工場が消失したり、地震でビルが倒壊する等により受け取った保険金等で代替資産を取得等した場合に適用できる	○	○	法人税法
交換の圧縮記帳	同一種類の固定資産を交換した場合に適用できる	○	×	
収用等の圧縮記帳	保有する土地を区画整理で自治体に収用された際、受け取った被償金等で代替資産を取得等した場合に適用できる	○	○	
譲地処分等の圧縮記帳	保有する土地を区画整理で自治体に収用された際、新らしい土地を手渡りで譲られた、譲地処分の場合に適用できる	○	×	租税特措法 措置法
買戻え等の圧縮記帳	保有する固定資産を先売却して、代替資産を取得等、買戻えした場合に適用できる	○	○	
先行取得土地等の圧縮記帳	平成21年および平成22年に土地等を取得し、土地等の取得後10年以内に他の土地等を先売却した場合は、二重適用できる	○	○	

図表2 捐金経理による直接減額方式

：補助金の受給と機械装置の購入(期首)			
(現預金)	5,000,000	(雑収入)	5,000,000
(機械装置)	12,000,000	(現預金)	12,000,000
2. 圧縮機の計上(期末)			
(圧縮機)	5,000,000	(機械装置)	5,000,000
3. 圧縮限度額=固定資産の取得等に充てた補助金等の額(5,000,000)			
3 減価償却費の計上(期末)			
(減価償却費)	1,400,000	(機械装置)	1,400,000
・ $(2,000,000 - 5,000,000) \times 0.20 = 1,400,000$			
4. 別表調整 申告時			
空			

図表3 剰余金処分による積立金方式

1. 補助金の受給と機械装置の購入(期首)※省略			
2. 圧縮積立金の積立て(期末)			
(利益剰余金) 5,000,000	(圧縮積立金)	5,000,000	
※税効果会計を適用している場合は「将来加算一時差異」として実効税率相当額を繰延資金負債に計上			
3. 減価償却費の計上(期末)			
(減価償却費) 2,400,000	(機械装置)	2,400,000	
・取得価額12,000,000 × 0.200 = 2,400,000			
4. 圧縮積立金の取崩し(期末)			
(圧縮積立金) 1,000,000	(利益剰余金)	1,000,000	
※償却超過額相当額の積立金を取り崩す			
・償却限度額 $(12,000,000 - 5,000,000) \times 0.200 = 1,400,000$			
・償却超過額 $2,400,000 - 1,400,000 = 1,000,000$			
5. 申告書(別表四)で減算調整			
区分	残額	留保	
加算 ・過償却超過額	1,000,000	1,000,000	
・圧縮積立全額削除	1,000,000	1,000,000	
減算 ・圧縮積立全額追補	5,000,000	5,000,000	
・過償却超過額認容	1,000,000	1,000,000	

一方で、適用初年度に多額の費用損失が計上されてしまうため「適正な利益が決算書に反映されない」といったデメリットもあります。

「日経新聞」などに、一国や地方公共団体等から受給した補助金や助成金一一災害に遭って支払われた代金一一といた一定の収入で固定資産を取得したときに、要件を満たせば「課税の縁延べ」が認められる制度です。

たとえば、補助金500万円をもらつて、機械装置を購入するケースで考えてみましょう。補助金は通常、税務上の益金となるので、税率30%とすると150万円(=500万円×30%)の税負担が発生します。もし、補助金全額を使つてしまふと申告時の納稅資金を別途、確保する必要があるため、資金繰りが厳しくなります。

田舎器

事例のケースだと、当期末に圧縮限度額相当額500万円を「圧縮積立金」として剰余金処分で計上します（決算書は「株主資本等変動計算書」の一圧縮積立金の増加」と「繰越利益剰余金の減少」として表示）。費用計上（損益経理）をしていないので、損益計算書の当期純利益は補助金500万円が含まれた金額になります。そのため、申告調整（別表四）による50万円の減算・留保、に上

補助金の総合目的である「産業育成や投資促進」の効果が十分に發揮されません。こうした課税上の弊害を解消するために設けられた制度が「一圧縮記帳」です。玉な圧縮記帳の制度は、国表1のようになっています。

なお、法人税法の圧縮記帳は、「特別償却と重複適用」ができませんが、租税特別措置法の圧縮記帳は、「特別償却と選択適用(併用禁止)」となっています。

压縮記帳の經理方法

なお、機械装置の取得価額(会計上の簿価)は実際の購入金額(2000万円)のままなので、会計上の減価償却費も1200万円をベースに計算します。

一方で、償却限度額の基礎となる金額(税務上の簿価)は圧縮記帳後の金額で考えるため、700万円をベースに計算します。会計上の減価償却費と税務上の償却限度額との差異(償却超過額)事例の場合は年100万円)についても、

「減価償却費の計算額は、前倒しで算入される」という制度が採用されています。この制度により、固定資産の実際の取得価額から、圧縮限度額相当額を損金経理により直接減額する方法です（図表2参照）。

さうに償却超過額と同額の圧縮積立金を取り崩した額と同額を償却超過額認容として減算調整します。この処理を毎年行なうことで、最終的に圧縮積立金はゼロとなります。

積立金方式は、圧縮損を費用計算しないため「適正な利益が決算書に反映される」というメリットがありますが、申告調整や減価償却費の計算等一手手続きが煩雑というデメリットもあります。

算書の特別損失に固定資産圧縮損(一)(二)を表示するのか(一般的)補助金受給額(雑収入)と同額の損金経理をすることで、補助金に処する法人税課税が一時的に繰り延べられることになります。損金経理で処理するため、申告書上の調整計算は必要ありません。

なお、機械装置の取得価額(会計上の簿価)は実際の購入金額1,200万円から圧縮損500万円を差引いた700万円となります。そのため、会計上の減価償却費も700万円をベースに計算し